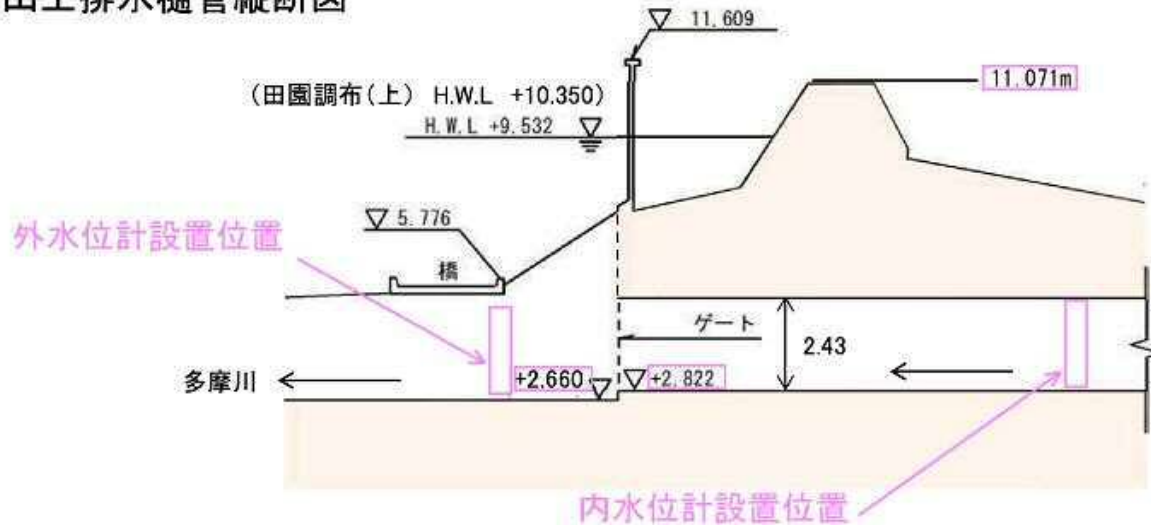


# 水位計の測定スパンの根拠

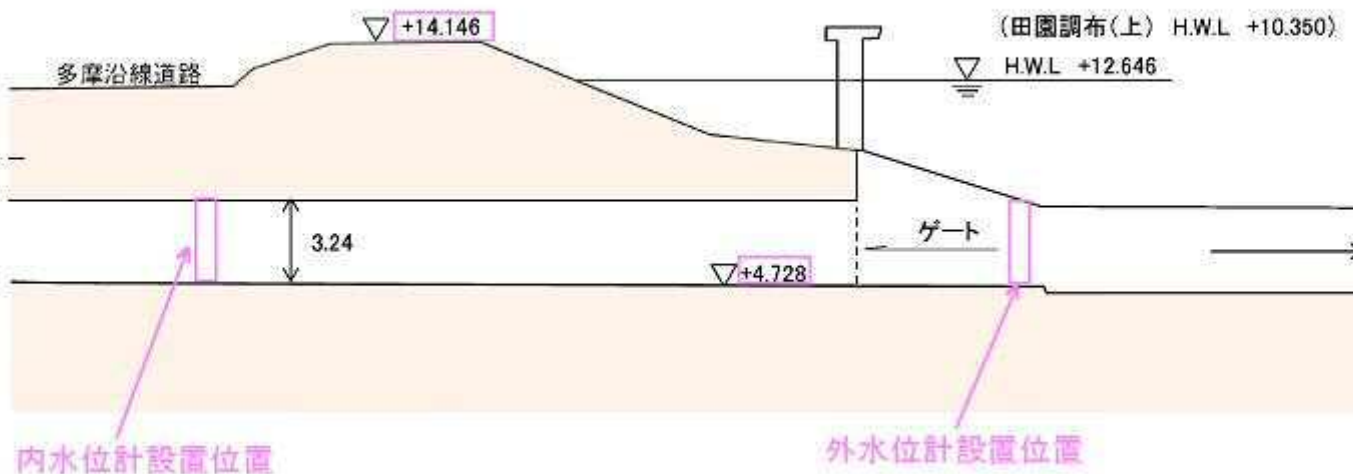
令和2年7月9日 環境委員会  
川崎市上下水道局下水道部

## ○ 山王排水樋管縦断面図



	外水位計	内水位計
天端高 (A)	11.071m	
管底高 (B)	2.660m	2.822m
(A) - (B)	8.411m	8.249m
水位計のスペン	10.000m	

## ○ 宮内排水樋管縦断面図

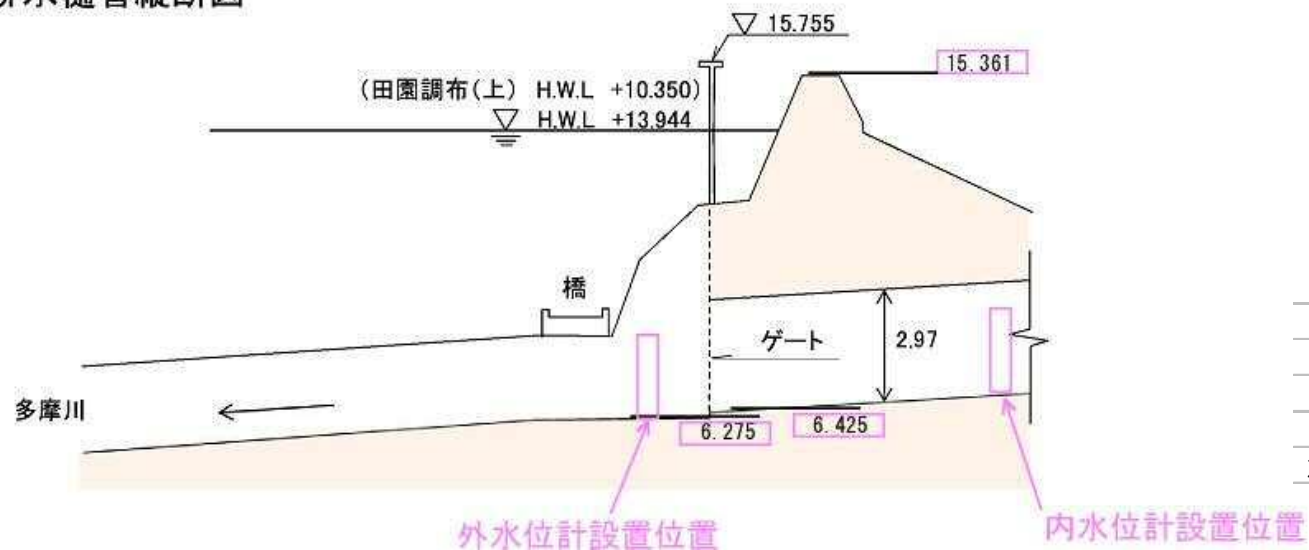


	外水位計	内水位計
天端高 (A)	14.146m	
管底高 (B)	4.728m	
(A) - (B)	9.418m	
水位計のスペン	10.000m	

# 水位計の測定スパンの根拠

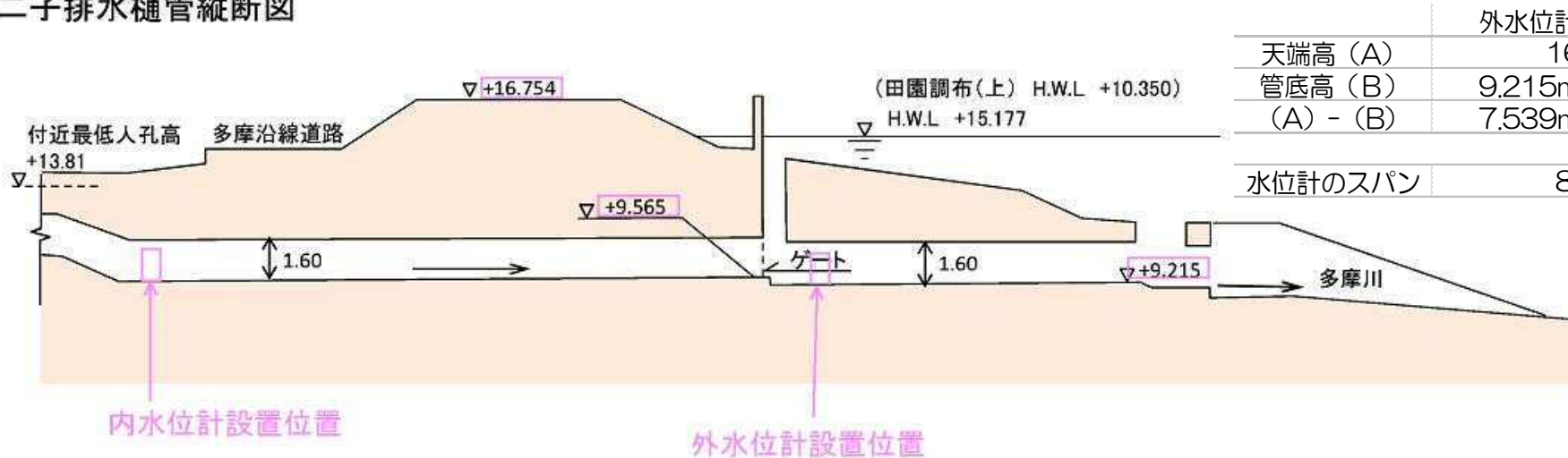
令和2年7月9日 環境委員会  
川崎市上下水道局下水道部

## ○ 諏訪排水樋管縦断面図



	外水位計	内水位計
天端高 (A)	15.361m	
管底高 (B)	6.275m	6.425m
(A) - (B)	9.086m	8.936m
水位計のスペン	10.000m	

## ○ 二子排水樋管縦断面図

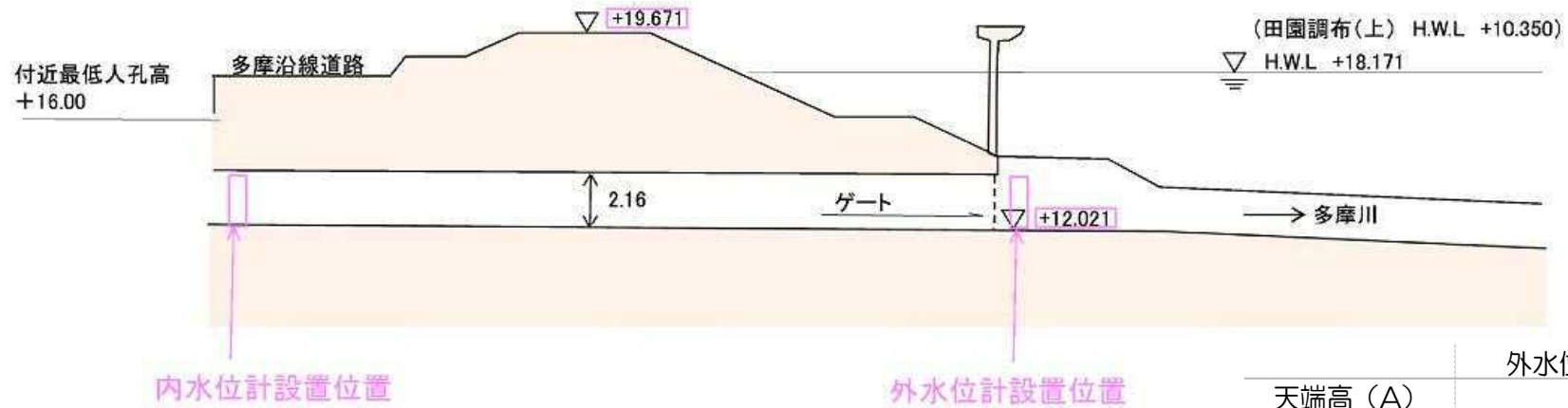


	外水位計	内水位計
天端高 (A)	16.754m	
管底高 (B)	9.215m	9.565m
(A) - (B)	7.539m	7.189m
水位計のスペン	8.000m	

# 水位計の測定スパンの根拠

令和2年7月9日 環境委員会  
川崎市上下水道局下水道部

○宇奈根排水樋管縦断面図



	外水位計	内水位計
天端高 (A)	19.671m	
管底高 (B)	12.021m	
(A) - (B)	7.650m	
水位計のスパン	8.000m	

国 水 下 流 第 5 号  
令 和 2 年 5 月 26 日

各 都 道 府 県 下 水 道 主 管 部 長 殿  
各 政 令 指 定 都 市 下 水 道 主 管 局 長 殿

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 下 水 道 部  
流 域 管 理 官

### 出 水 時 に お け る 下 水 道 施 設 の 樋 門 等 操 作 の 基 本 的 な 考 え 方 に つ い て

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生している。令和元年東日本台風では、河川から下水道施設への逆流や降り続いた雨を下水道から河川に排出できなかったことによる家屋等の浸水被害が発生した。

については、これらの浸水被害の最小化を図るため、下記のとおり出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方をとりまとめたので、既に出水時における樋門等の操作要領等を定めている施設については、地域の実情等に応じ、この内容を参考に、操作要領等の点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、適切な措置を講ずるようお願いする。また、出水時における樋門等の操作要領等を定めていない施設については、地域の実情等に応じ、この内容を参考に、操作要領等を作成するようお願いする。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いする。

### 記

1. 出水時における下水道施設の樋門等操作については、水位・流向等の情報を活用することを基本とする。
2. 樋門等上流側の水位（内水位）、樋門等下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、樋門等操作を行うことを基本とする。

例えば、外水位が、逆流した場合に内水被害発生が予見される水位（例：堤内最低地盤高）以上の場合、以下の操作を行うことなどが考えられる。

- ・ 逆流が始まるまでは樋門等のゲートを全開
- ・ 逆流が始まったときは樋門等のゲートを全閉
- ※ 逆流の確認が必要な場合（河川が水位上昇期であり、内外水位が同じ若しくはほぼ平衡する状態が続き、施設地点での水の流れが弱く判断が難しい場合は、一旦ゲートを全閉して外水位、内水位のどちらの水位が高くなるか確認する。
- ・ 逆流防止のために樋門等のゲートを全閉している場合において、外水位が下がり、内水位が外水位より高くなったときは、これを全開

3. 樋門等操作に当たっては、内外水位に急激な変動を生じさせないように留意するものとする。

# 宮内排水樋管 操作要領

## 目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第七条）
- 第三章 樋管のゲート操作の方法等（第八条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条）
- 附則

## 第一章 総則

### （趣旨）

#### 第一条

多摩川 宮内排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

### （操作の目的）

#### 第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

### （操作の基本方針）

#### 第三条

樋管のゲート操作は、別に定める「宮内排水樋管ゲート操作手順」により行う。

## 第二章 警戒体制

### （警戒体制の実施）

#### 第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が田園調布（上）観測所で、水防団待機水位A.P. +4.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋管に逆流のおそれがあるとき。

### （警戒体制における措置）

#### 第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管のゲートを適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管の管理上必要な気象及び多摩川の水象に関する情報収集、並び

に関係機関との連絡等を密にすること。

- (3) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「操作員」という。）に待避を指示するものとする。
  - ・ 水位が上昇傾向にあり、現地の水位計にて退避判断水位A. P+12. 64mに達した時。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合は、この限りではない。
  - ・ 現場で作業する操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
- (4) 緊急を要する場合には、操作員の自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (5) その他樋管の管理上必要な措置

(退避の解除)

#### 第六条

所長は、多摩川水位が退避判断水位を下回った場合、樋管周辺の状況を確認して機側操作を安全に行える状態になったと判断した場合には、退避指示を解除するものとする。

(警戒体制の解除)

#### 第七条

所長は、洪水、高潮及び遡上した津波による逆流が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第三章 樋管のゲート操作の方法等

(ゲートの操作方法)

#### 第八条

所長は、樋管の点検・修繕・操作訓練時においても内水排除に支障のない範囲で樋管のゲートを閉にできるものとする。なお、出水時における河川高水位の影響により、樋管からの逆流が予想される時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、樋管上流側の水位（内水位）、樋管下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号に定めるところにより、樋管のゲート操作を行うものとする。

- (1) 樋管の河川水位がA. P+9. 01mに達した際には、樋管のゲート閉鎖準備を行う。
- (2) 樋管の河川水位がA. P+9. 01mを超えた場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、順流であればゲートの全開を維持し、順流が確認できない場合はゲートを全閉にする。
- (3) 樋管の河川水位がA. P+10. 01mに達した際にゲートを全開にしている場合は、ゲートを全閉にする。

- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。
- 3 ゲートの操作は機側操作を原則とするが、やむを得ず機側での操作が行えない場合は、目視または監視カメラにより周囲の安全を確認した上で、遠隔操作によりゲートの操作を行えるものとする。

(操作の方法の特例)

#### 第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作等に関する記録)

#### 第十条

所長は、警戒体制にある間は、樋管のゲート操作に関する判断、及びその判断に基づく操作等について、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

## 第四章 雑則

(点検及び整備)

#### 第十一条

所長は、樋管のゲートを操作するための機械、器具等について、点検及び整備（予備電源設備の試運転を含む）を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本操作要領は、令和2年7月1日から施行する。



# 宇奈根排水樋管 操作要領

## 目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第七条）
- 第三章 樋管のゲート操作の方法等（第八条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条）
- 附則

## 第一章 総則

### （趣旨）

#### 第一条

多摩川 宇奈根排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

### （操作の目的）

#### 第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

### （操作の基本方針）

#### 第三条

樋管のゲート操作は、別に定める「宇奈根排水樋管ゲート操作手順」により行う。

## 第二章 警戒体制

### （警戒体制の実施）

#### 第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が田園調布（上）観測所で、はん濫注意水位A.P. +6.0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋管に逆流のおそれがあるとき。

### （警戒体制における措置）

#### 第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管のゲートを適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管の管理上必要な気象及び多摩川の水象に関する情報収集、並び



に關係機関との連絡等を密にすること。

- (3) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「操作員」という。）に待避を指示するものとする。
  - ・ 水位が上昇傾向にあり、現地の水位計にて退避判断水位A. P+18.17mに達した時。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合は、この限りではない。
  - ・ 現場で作業する操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
- (4) 緊急を要する場合には、操作員の自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (5) その他樋管の管理上必要な措置

(退避の解除)

#### 第六条

所長は、多摩川水位が退避判断水位を下回った場合、樋管周辺の状況を確認して機側操作を安全に行える状態になったと判断した場合には、退避指示を解除するものとする。

(警戒体制の解除)

#### 第七条

所長は、洪水、高潮及び遡上した津波による逆流が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第三章 樋管のゲート操作の方法等

(ゲートの操作方法)

#### 第八条

所長は、樋管の点検・修繕・操作訓練時においても内水排除に支障のない範囲で樋管のゲートを閉にできるものとする。なお、出水時における河川高水位の影響により、樋管からの逆流が予想される時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、樋管上流側の水位（内水位）、樋管下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号に定めるところにより、樋管のゲート操作を行うものとする。

- (1) 樋管の河川水位がA. P+15.00mに達した際には、樋管のゲート閉鎖準備を行う。
- (2) 樋管の河川水位がA. P+15.00mを超えた場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、順流であればゲートの全開を維持し、順流が確認できない場合はゲートを全閉にする。
- (3) 樋管の河川水位がA. P+16.00mに達した際にゲートを全開にしている場合は、ゲートを全閉にする。

- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。
- 3 ゲートの操作は機側操作を原則とするが、やむを得ず機側での操作が行えない場合は、目視または監視カメラにより周囲の安全を確認した上で、遠隔操作によりゲートの操作を行えるものとする。

(操作の方法の特例)

#### 第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作等に関する記録)

#### 第十条

所長は、警戒体制にある間は、樋管のゲート操作に関する判断、及びその判断に基づく操作等について、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第四章 雑則

(点検及び整備)

#### 第十一条

所長は、樋管のゲートを操作するための機械、器具等について、点検及び整備（予備電源設備の試運転を含む）を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本操作要領は、令和2年7月1日から施行する。

# 山王排水樋管 操作要領

## 目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第七条）
- 第三章 樋管のゲート操作の方法等（第八条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条）
- 附則

## 第一章 総則

### （趣旨）

#### 第一条

多摩川 山王排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

### （操作の目的）

#### 第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

### （操作の基本方針）

#### 第三条

樋管のゲート操作は、別に定める「山王排水樋管ゲート操作手順」により行う。

## 第二章 警戒体制

### （警戒体制の実施）

#### 第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が田園調布（上）観測所で、水防団待機水位A.P. +4.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋管に逆流のおそれがあるとき。

### （警戒体制における措置）

#### 第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管のゲートを適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管の管理上必要な気象及び多摩川の水象に関する情報収集、並び

に關係機関との連絡等を密にすること。

- (3) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「操作員」という。）に待避を指示するものとする。
  - ・ 水位が上昇傾向にあり、現地の水位計にて退避判断水位A. P+9. 53mに達した時。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合は、この限りではない。
  - ・ 現場で作業する操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
- (4) 緊急を要する場合には、操作員の自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (5) その他樋管の管理上必要な措置

(退避の解除)

#### 第六条

所長は、多摩川水位が退避判断水位を下回った場合、樋管周辺の状況を確認して機側操作を安全に行える状態になったと判断した場合には、退避指示を解除するものとする。

(警戒体制の解除)

#### 第七条

所長は、洪水、高潮及び遡上した津波による逆流が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第三章 樋管のゲート操作の方法等

(ゲートの操作方法)

#### 第八条

所長は、樋管の点検・修繕・操作訓練時においても内水排除に支障のない範囲で樋管のゲートを閉にできるものとする。なお、出水時における河川高水位の影響により、樋管からの逆流が予想される時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、樋管上流側の水位（内水位）、樋管下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号に定めるところにより、樋管のゲート操作を行うものとする。

- (1) 樋管の河川水位がA. P+3. 49mを越え順流が確認できない場合で、内陸に降雨または降雨のおそれがない場合は、樋管のゲートを全閉にする。
- (2) 樋管の河川水位がA. P+5. 44mに達した際には、樋管のゲート閉鎖準備を行う。
- (3) 樋管の河川水位がA. P+5. 44mを超えた場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、順流であればゲートの全開を維持し、順流が確認でき

ない場合はゲートを全閉にする。

- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。
- 3 ゲートの操作は機側操作を原則とするが、やむを得ず機側での操作が行えない場合は、目視または監視カメラにより周囲の安全を確認した上で、遠隔操作によりゲートの操作を行えるものとする。

(操作の方法の特例)

#### 第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作等に関する記録)

#### 第十条

所長は、警戒体制にある間は、樋管のゲート操作に関する判断、及びその判断に基づく操作等について、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

## 第四章 雑則

(点検及び整備)

#### 第十一条

所長は、樋管のゲートを操作するための機械、器具等について、点検及び整備（予備電源設備の試運転を含む）を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本操作要領は、令和2年7月1日から施行する。

# 諏訪排水樋管 操作要領

## 目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第七条）
- 第三章 樋管のゲート操作の方法等（第八条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条）
- 附則

## 第一章 総則

### （趣旨）

#### 第一条

多摩川 諏訪排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

### （操作の目的）

#### 第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

### （操作の基本方針）

#### 第三条

樋管のゲート操作は、別に定める「諏訪排水樋管ゲート操作手順」により行う。

## 第二章 警戒体制

### （警戒体制の実施）

#### 第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が田園調布（上）観測所で、水防団待機水位A.P. +4.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋管に逆流のおそれがあるとき。

### （警戒体制における措置）

#### 第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管のゲートを適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管の管理上必要な気象及び多摩川の水象に関する情報収集、並び

- に關係機関との連絡等を密にすること。
- (3) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「操作員」という。）に待避を指示するものとする。
    - ・ 水位が上昇傾向にあり、現地の水位計にて退避判断水位A. P+13.94mに達した時。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合は、この限りではない。
    - ・ 現場で作業する操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
  - (4) 緊急を要する場合には、操作員の自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
  - (5) その他樋管の管理上必要な措置

#### (退避の解除)

##### 第六条

所長は、多摩川水位が退避判断水位を下回った場合、樋管周辺の状況を確認して機側操作を安全に行える状態になったと判断した場合には、退避指示を解除するものとする。

#### (警戒体制の解除)

##### 第七条

所長は、洪水、高潮及び遡上した津波による逆流が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第三章 樋管のゲート操作の方法等

#### (ゲートの操作方法)

##### 第八条

所長は、樋管の点検・修繕・操作訓練時においても内水排除に支障のない範囲で樋管のゲートを閉にできるものとする。なお、出水時における河川高水位の影響により、樋管からの逆流が予想される時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、樋管上流側の水位（内水位）、樋管下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号に定めるところにより、樋管のゲート操作を行うものとする。

- (1) 樋管の河川水位がA. P+9.49mに達した際には、樋管のゲート閉鎖準備を行う。
  - (2) 樋管の河川水位がA. P+9.49mを超えた場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、順流であればゲートの全開を維持し、順流が確認できない場合はゲートを全閉にする。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。



- 3 ゲートの操作は機側操作を原則とするが、やむを得ず機側での操作が行えない場合は、目視または監視カメラにより周囲の安全を確認した上で、遠隔操作によりゲートの操作を行えるものとする。

(操作の方法の特例)

第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作等に関する記録)

第十条

所長は、警戒体制にある間は、樋管のゲート操作に関する判断、及びその判断に基づく操作等について、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

#### 第四章 雑則

(点検及び整備)

第十一条

所長は、樋管のゲートを操作するための機械、器具等について、点検及び整備（予備電源設備の試運転を含む）を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本操作要領は、令和2年7月1日から施行する。

# 二子排水樋管 操作要領

## 目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第七条）
- 第三章 樋管のゲート操作の方法等（第八条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条）
- 附則

## 第一章 総則

### （趣旨）

#### 第一条

多摩川 二子排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

### （操作の目的）

#### 第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

### （操作の基本方針）

#### 第三条

樋管のゲート操作は、別に定める「二子排水樋管ゲート操作手順」により行う。

## 第二章 警戒体制

### （警戒体制の実施）

#### 第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が田園調布（上）観測所で、水防団待機水位A.P. +6.0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋管に逆流のおそれがあるとき。

### （警戒体制における措置）

#### 第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管のゲートを適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管の管理上必要な気象及び多摩川の水象に関する情報収集、並び

- に關係機関との連絡等を密にすること。
- (3) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「操作員」という。）に退避を指示するものとする。
- ・ 水位が上昇傾向にあり、現地の水位計にて退避判断水位A. P+15. 17mに達した時。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合は、この限りではない。
  - ・ 現場で作業する操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
- (4) 緊急を要する場合には、操作員の自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (5) その他樋管の管理上必要な措置

#### (退避の解除)

##### 第六条

所長は、多摩川水位が退避判断水位を下回った場合、樋管周辺の状況を確認して機側操作を安全に行える状態になったと判断した場合には、退避指示を解除するものとする。

#### (警戒体制の解除)

##### 第七条

所長は、洪水、高潮及び遡上した津波による逆流が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第三章 樋管のゲート操作の方法等

#### (ゲートの操作方法)

##### 第八条

所長は、樋管の点検・修繕・操作訓練時においても内水排除に支障のない範囲で樋管のゲートを閉にできるものとする。なお、出水時における河川高水位の影響により、樋管からの逆流が予想される時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、樋管上流側の水位（内水位）、樋管下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号に定めるところにより、樋管のゲート操作を行うものとする。

- (1) 樋管の河川水位がA. P+12. 82mに達した際には、樋管のゲート閉鎖準備を行う。
  - (2) 樋管の河川水位がA. P+12. 82mを超えた場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、順流であればゲートの全開を維持し、順流が確認できない場合はゲートを全閉にする。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

- 3 ゲートの操作は機側操作を原則とするが、やむを得ず機側での操作が行えない場合は、目視または監視カメラにより周囲の安全を確認した上で、遠隔操作によりゲートの操作を行えるものとする。

(操作の方法の特例)

第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作等に関する記録)

第十条

所長は、警戒体制にある間は、樋管のゲート操作に関する判断、及びその判断に基づく操作等について、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

#### 第四章 雑則

(点検及び整備)

第十一条

所長は、樋管のゲートを操作するための機械、器具等について、点検及び整備（予備電源設備の試運転を含む）を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本操作要領は、令和2年7月1日から施行する。

# 排水ポンプ車運用マニュアルについて

## ○ 各部署・班の構成

班名	構成	人数	
管路保全課	管路保全課職員	3	管路保全課職員 3人
中部下水道事務所	中部下水道事務所職員 本庁応援職員	7	中部下水道事務所職員 5人 本庁応援職員 2人
1号排水ポンプ車班	南部下水道事務所職員 下水道管理課職員 協力業者	6	南部下水道事務所職員 1人 下水道管理課職員 1人 協力業者 4人 (作業員3人、交通誘導員1人)
2号排水ポンプ車班	中部下水道事務所職員 下水道管理課職員 協力業者	6	中部下水道事務所職員・本庁応援職員 1人 (中部下水道事務所職員は諏訪ゲート・パトロール班が兼務) 下水道管理課職員 1人 協力業者 4人 (作業員3人、交通誘導員1人)
3号排水ポンプ車班	西部下水道管理事務所職員 下水道管理課職員 協力業者	6	西部下水道管理事務所職員 1人 下水道管理課職員 1人 協力業者 4人 (作業員3人、交通誘導員1人)
4号排水ポンプ車班	北部下水道管理事務所職員 下水道管理課職員 協力業者	6	北部下水道管理事務所職員 1人 下水道管理課職員 1人 協力業者 4人 (作業員3人、交通誘導員1人)
移動式ポンプ班	中部下水道事務所 等々力水処理センター職員 協力業者	12	中部下水道事務所職員 1人 等々力水処理センター職員 4人 協力業者 7人 (作業員5人、交通誘導員2人)
交通規制班	本庁応援職員 協力業者	52	本庁応援職員 7人 協力業者 45人 (交通誘導員)
合計		98	中部下水道事務所職員 6人 南部下水道事務所職員 1人 西部下水道管理事務所職員 1人 北部下水道管理事務所職員 1人 管路保全課職員 3人 下水道管理課職員 4人 等々力水処理センター職員 4人 本庁応援職員 10人 協力業者 68人